**建築物の石綿対策に係る関係法令**

**（１）建築基準法**

建築物の最低基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、吹付け石綿等の建築物への使用禁止及び増改築時における除去等を規定。

**（２）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**

特定の建設資材の分別解体や再資源化、解体工事業者の登録制度等により、再生資源の有効利用や廃棄物適正処理を図ることを目的として、対象建設工事において、分別解体等に係る施工方法に関する基準の一つとして特定建設資材に付着している吹付け石綿等の有無に関する調査を行うこと、付着物の除去等の措置を講ずること等を規定。

**（３）労働安全衛生法（石綿障害予防規則）**

労働災害防止対策の推進により、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的として、石綿を重量の0.1％を超えて含有する製剤等の製造、使用等の禁止、建築物解体等の作業の届出、労働者への石綿粉じんの暴露防止措置等を規定。

**（４）大気汚染防止法**

事業活動や建築物等の解体等に伴う大気汚染を防止し、国民の健康保護、生活環境保全、被害者保護を図ることを目的として、建築物解体等の作業の届出、建築物解体等の作業基準（吹付け石綿、石綿を含有する保温材等の除去等）を規定。

**（５）廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

廃棄物の排出抑制、適正処理等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃石綿等を含む廃棄物の特別な管理等を規定。

**（６）宅地建物取引業法**

建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容を重要事項説明として建物の購入者等に対して説明することを規定。

**（７）住宅の品質確保の促進等に関する法律**

住宅性能表示制度において、既存住宅における個別性能に係る表示事項として、「石綿含有建材の有無等」などを規定。

※建築基準法における吹付け石綿等の建築物への使用禁止等は、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」（平成18年２月１日法律第５号）により改正・施行されたもの。（平成18年10月１日施行）

※上記に係る主な参照条文について、次頁以下に整理した。

**【参照条文１】建築基準法**

**＜定期報告＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（報告、検査等）

第十二条　第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

２～９　（略）

*⇒法第十二条第一項の「国土交通省令で定めるところ」*

|  |  |
| --- | --- |
| ○建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月十六日建設省令第四十号）  （建築物の定期報告）  第五条　（略）  ２　（略）  ３　法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。  ４　（略）  第三十六号の二様式（第五条関係）（Ａ４）   |  | | --- | | 定期調査報告書  （第三面）  調査等の概要  【3.石綿を添加した建築材料の調査状況】　　　　　　　　　（該当する室）  【イ．該当建築材料の有無】　　□有（飛散防止措置無）（　　　　　　　　　　　）  □有（飛散防止措置有）（　　　　　　　　　　　）  □無  【ロ．措置予定の有無】　　　　□有（平成　　年　　月に改善予定）　□無  （注意）  4.第三面関係  ⑧３欄は、建築基準法第28条の２の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 | |

**＜石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用の規制＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）

第二十八条の二　建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一　建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。

二　石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。

三　（略）

*⇒法第二十八条の二第一号の「政令で定める物質」*

|  |
| --- |
| ○ 建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）  （著しく衛生上有害な物質）  第二十条の四　法第二十八条の二第一号（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、石綿とする。 |

*⇒法第二十八条の二第二号の「国土交通大臣が定めたもの」*

|  |
| --- |
| ○ 石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件（平成十八年九月二十九日国土交通省告示第千百七十二号）  建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。  一　吹付け石綿  二　吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの |

**＜石綿飛散防止剤＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（建築材料の品質）

第三十七条　建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの

*⇒法第三十七条柱書きの「国土交通大臣が定めるもの」、同条第二号の「国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準」*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）  建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。  第一　建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。  二十　石綿飛散防止剤  　第二　（略）  　第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。  一　別表第二(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(は)欄に掲げる測定方法等により確認された同表(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するものであること。  二　別表第三(い)欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる検査項目について、同表(は)欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。  三　別表第二の(ろ)欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされていること。  四～六　（略）  ２　（略）  別表第二（品質基準及びその測定方法等）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | (い） | (ろ） | (は) | | 建築材料の区分 | 品質基準 | 測定方法等 | | 第一第二十号に掲げる建築材料 | 一　密度及び粘度の基準値が定められていること。 | （略） | | 二　塗布量の下限の基準値及び塗布方法が定められていること。 | （略） | | 三　石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際に、当該建築材料からの繊維の飛散が認められないこと。 | （略） | | 四　石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際に、その衝撃によって生じる飛散防止層（石綿飛散防止剤により被覆又は固着された当該建築材料の部分）のくぼみの深さが石綿飛散防止剤を塗布しない場合と比較して大きくなく、その衝撃による飛散防止層の脱落の発生がないこと。 | （略） | | 五　石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、飛散防止層に脱落又は損傷を発生させる付着強度の低下が認められないこと。 | （略） |   別表第三（検査項目及び検査方法）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | (い） | (ろ） | (は) | | 建築材料の区分 | 検査項目 | 検査方法 | | 第一第二十号に掲げる建築材料 | 別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち、第一号及び第二号 | 一　資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。 | |

**＜既存建築物の増改築時等の取扱い＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第八十六条の七　第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）の規定により…（中略）…第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、…（中略）…の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合においては（…（中略）…）、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

２～４　（略）

*⇒法第八十六条の七第一項の「政令で定める範囲」（※増築又は改築の場合）*

|  |  |
| --- | --- |
| ○ 建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）  （石綿関係）  第百三十七条の四の三　法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（前条に規定する基準に係る部分に限る。第百三十七条の十二第三項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。  一　増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えないこと。  二　増築又は改築に係る部分が前条に規定する基準に適合すること。  三　増築又は改築に係る部分以外の部分が、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準に適合すること。  *⇒令第百三十七条の四の三第三号の「国土交通大臣が定める基準」*   |  | | --- | | ○ 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成十八年九月二十九日国土交通省告示第千百七十三号）  建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの（以下「対象建築材料」という。）に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。  一　次のイからヘに適合する方法により対象建築材料を囲い込む措置  イ　対象建築材料を板等の材料であって次のいずれにも該当するもので囲い込むこと。  （１）石綿を透過させないものであること。  （２）通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。  ロ　イの囲い込みに用いる材料相互又は当該材料と建築物の部分が接する部分から対象建築材料に添加された石綿が飛散しないよう密着されていること。  ハ　維持保全のための点検口を設けること。  ニ　対象建築材料に劣化又は損傷の程度が著しい部分がある場合にあつては、当該部分から石綿が飛散しないよう必要な補修を行うこと。  ホ　対象建築材料と下地との付着が不十分な部分がある場合にあつては、当該部分に十分な付着が確保されるよう必要な補修を行うこと。  へ　結露水、腐食、振動、衝撃等により、対象建築材料の劣化が進行しないよう必要な措置を講じること。  二　次のイからニに適合する方法により対象建築材料に添加された石綿を封じ込める措置  イ　対象建築材料に建築基準法第三十七条第二項に基づく認定を受けた石綿飛散防止剤（以下単に「石綿飛散防止剤」という。）を均等に吹き付け又は含浸させること。  ロ　石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させた対象建築材料は、通常の使用状態における衝撃及び劣化に耐えられるものであること。  ハ　対象建築材料に石綿飛散防止剤を吹き付け又は含浸させることによつて当該対象建築材料の撤去を困難にしないものであること。  ニ　第一号ニからへまでに適合すること。 | |

*⇒法第八十六条の七第一項の「政令で定める範囲」（※大規模の修繕又は大規模の模様替の場合）*

|  |
| --- |
| ○建築基準法施行令（昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号）  （大規模の修繕又は大規模の模様替）  第百三十七条の十二　（略）  ２　（略）  ３　法第三条第二項の規定により法第二十八条の二の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕及び大規模の模様替については、次に定めるところによる。  一　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分が第百三十七条の四の二に規定する基準に適合すること。  二　大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分が第百三十七条の四の三第三号の国土交通大臣が定める基準に適合すること。  ４　（略） |

**＜全体計画＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和）

第八十六条の八　第三条第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六条の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一　一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

二　全体計画に係るすべての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

三　全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

２～６　（略）

**＜工作物の取扱い＞**

○建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（工作物への準用）

第八十八条　煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、…（中略）…第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、…（中略）…の規定を…（中略）…準用する。…（以下略）。

２～４　（略）

**【参照条文２】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**

**＜分別解体等に係る施工方法に関する基準＞**

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第百四号）

（分別解体等実施義務）

第九条　（略）

２　前項の分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

３・４　（略）

*⇒法第九条第二項の「主務省令で定める基準」*

|  |
| --- |
| ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年三月五日国土交通省・環境省令第一号）  （分別解体等に係る施工方法に関する基準）  第二条　法第九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。  一　対象建設工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況に関する調査、分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）に関する調査、対象建設工事の現場からの当該対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）に関する調査、残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無の調査、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。  　二　前号の調査に基づき、分別解体等の計画を作成すること。  三　前号の分別解体等の計画に従い、作業場所及び搬出経路の確保並びに残存物品の搬出の確認を行うとともに、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。  四　第二号の分別解体等の計画に従い、工事を施工すること。  ２～７　（略） |

**【参照条文３】労働安全衛生法**

**＜作業主任者＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（作業主任者）

第十四条　事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

*⇒法第十四条の「政令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）  （作業主任者を選任すべき作業）  第六条　法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。  　一～二十二　（略）  二十三　石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業 |

*⇒法第十四条の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （作業主任者の選任）  第十六条 　法第十四条の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。  ２　（略）  （作業主任者の職務の分担）  第十七条　事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。  別表第一　（第十六条、第十七条関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 作業の区分 | 資格を有する者 | 名称 | | 令第六条第二十三号の作業 | 石綿作業主任者技能講習を修了した者 | 石綿作業主任者 | |

*⇒法第十四条の「厚生労働省令で定めるところ」、同条の「厚生労働省令で定める事項」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （石綿作業主任者の選任）  第十九条　事業者は、令第六条第二十三号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。  （石綿作業主任者の職務）  第二十条　事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。  一　作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。  二　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。  三　保護具の使用状況を監視すること。 |

**＜事業者が講ずべき措置＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

第二十二条　事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二～四　（略）

第二十七条　第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

２　（略）

*⇒法第二十七条の「厚生労働省令で定める」事項*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （事前調査）  第三条　事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。  一　建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）  二　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業  ２　事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法 （以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。  ３　事業者は、第一項各号に掲げる作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。  一　第一項の調査（前項の調査を行った場合にあっては、前二項の調査。次号において同じ。）を終了した年月日  二　第一項の調査の方法及び結果の概要  （作業計画）  第四条　事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。  一　石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業  二　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業  ２　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。  一　作業の方法及び順序  二　石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法  三　作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法  ３　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。  （吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）  第六条　事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。  一　壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業  二　前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）  三　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）  ２　事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。  一　前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。  二　石綿等の除去等を行う作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。  三　石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること。  四　石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。  五　第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。  六　その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。  七　前二号の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。  ３　事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあっては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。  （石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置）  第七条　事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。  一　第五条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）  二　第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除き、保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあっては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）  ２　特定元方事業者（法第十五条第一項 の特定元方事業者をいう。）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項 の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。  第十条　事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。  ２　事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。  ３　労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。  ４　法第三十四条 の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。  （作業に係る設備等）  第十二条　事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。  ２　事業者は、前項ただし書の規定により石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。  （石綿等の切断等の作業に係る措置）  第十三条　事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。  一　石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業  二　石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。）  三　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業  四　粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業  五　粉状の石綿等を混合する作業  六　前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業  ２　事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。  第十四条　事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第一項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）を使用させなければならない。  ２　事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。  ３　労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。  （立入禁止措置）  第十五条　事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。  （局所排気装置等の要件）  第十六条　事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。  一　フードは、石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあっては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。  二　ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。  三　排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。  四　厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。  ２　事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。  一　ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。  二　排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。  三　厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。  （局所排気装置等の稼働）  第十七条　事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。  ２　事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バッフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。  （除じん）  第十八条　事業者は、石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、次の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。   |  |  | | --- | --- | | 粉じんの粒径（単位　マイクロメートル） | 除じん方式 | | 五未満 | ろ過除じん方式 | | 電気除じん方式 | | 五以上二十未満 | スクラバによる除じん方式 | | ろ過除じん方式 | | 電気除じん方式 | | 二十以上 | マルチサイクロン（処理風量が毎分二十立方メートル以内ごとに一つのサイクロンを設けたものをいう。）による除じん方式 | | スクラバによる除じん方式 | | ろ過除じん方式 | | 電気除じん方式 | | 備考　この表における粉じんの粒径は、重量法で測定した粒径分布において最大頻度を示す粒径をいう。 | |   ２　事業者は、前項の除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けなければならない。  ３　事業者は、前二項の除じん装置を有効に稼働させなければならない。  （休憩室）  第二十八条　事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。  ２　事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。  一　入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した物を除去するための設備を設けること。  二　入口には、衣服用ブラシを備えること。  ３　労働者は、第一項の作業に従事したときは、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。  （床）  第二十九条　事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。  （掃除の実施）  第三十条　事業者は、前条の作業場及び休憩室の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければならない。  （洗浄設備）  第三十一条　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。  （容器等）  第三十二条　事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。  ２　事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。  ３　事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。  ４　事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければならない。  （使用された器具等の付着物の除去）  第三十二条の二　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。  （喫煙等の禁止）  第三十三条　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。  ２　労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。  （掲示）  第三十四条　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。  一　石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場である旨  二　石綿等の人体に及ぼす作用  三　石綿等の取扱い上の注意事項  四　使用すべき保護具  （作業の記録）  第三十五条　事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。  一　労働者の氏名  二　石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあっては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間  三　石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあっては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間  四　石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要  （呼吸用保護具）  第四十四条　事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。  （保護具の数等）  第四十五条　事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。  （保護具等の管理）  第四十六条　事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号（第四十八条の四において準用する場合を含む。）に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。  ２　事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。 |

**＜定期自主検査＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（定期自主検査）

第四十五条　事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

２～４　（略）

*⇒法第四十五条第一項の「政令で定めるもの」*

|  |  |
| --- | --- |
| ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）  第十五条　法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。  　一～八　（略）  九　局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの  十～十一　（略）  ２　（略）  ⇒令第十五条第九号の「厚生労働省令で定めるもの」   |  | | --- | | ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （定期自主検査を行うべき機械等）  第二十一条　令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置（石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。  一　第十二条第一項の規定に基づき設けられる局所排気装置  二　第十二条第一項の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置  三　第十八条第一項の規定に基づき設けられる除じん装置 | |

*⇒法第四十五条第一項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （定期自主検査）  第二十二条　事業者は、前条各号に掲げる装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同条の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。  一　局所排気装置  イ　フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度  ロ　ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態  ハ　ダクトの接続部における緩みの有無  ニ　電動機とファンを連結するベルトの作動状態  ホ　吸気及び排気の能力  ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  二　プッシュプル型換気装置  イ　フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度  ロ　ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態  ハ　ダクトの接続部における緩みの有無  ニ　電動機とファンを連結するベルトの作動状態  ホ　送気、吸気及び排気の能力  ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  三　除じん装置  イ　構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度  ロ　当該装置内におけるじんあいのたい積状態  ハ　ろ過除じん方式の除じん装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無  ニ　処理能力  ホ　イからニまでに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項  ２　事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。  （定期自主検査の記録）  第二十三条　事業者は、前条の自主検査を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。  一　検査年月日  二　検査方法  三　検査箇所  四　検査の結果  五　検査を実施した者の氏名  六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  （点検）  第二十四条　事業者は、第二十一条各号に掲げる装置を初めて使用するとき、又は分解して改造若しくは修理を行ったときは、当該装置の種類に応じ第二十二条第一項各号に掲げる事項について、点検を行わなければならない。  （点検の記録）  第二十五条　事業者は、前条の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。  一　点検年月日  二　点検方法  三　点検箇所  四　点検の結果  五　点検を実施した者の氏名  六　点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  （補修等）  第二十六条　事業者は、第二十二条の自主検査又は第二十四条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。 |

**＜製造等の禁止＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（製造等の禁止）

第五十五条　黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

*⇒法第五十五条の「政令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）  （製造等が禁止される有害物等）  第十六条 　法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。  　一～三　（略）  四　石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）  　イ　石綿の分析のための試料の用に供される石綿  ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿  ハ　イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿  五～八　（略）  九　第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物２　法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。  一　製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。  二　厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。 |

*⇒令第十六条第一項第四号の「厚生労働省令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるもの等）  第四十六条の二　令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。  　一　令第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「製造等可能石綿等」という。）を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合　あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの  二　製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合　製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの  ２　前項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第三号の二による届書を、製造等可能石綿等を製造し、輸入し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。 |

*⇒令第十六条第二項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  (製造等の禁止の解除手続)  第四十七条　令第十六条第二項第一号の許可(石綿等に係るものに限る。次項において同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。  ２　都道府県労働局長は、令第十六条第二項第一号の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号による許可証を交付するものとする。  (石綿等の製造等に係る基準)  第四十八条　令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(石綿等に係るものに限る。)は、次のとおりとする。  一　石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。  二　石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。  三　石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。  四　石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。  五　石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。  六　石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。  七　石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。 |

**＜製造の許可＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

　（製造の許可）

第五十六条　ジクロルベンジジン、ジクロルベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２　厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

３　第一項の許可を受けた者（以下「製造者」という。）は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならない。

４　製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない。

５　厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることができる。

６　厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる。

*⇒法第五十六条第一項の「政令で定める物」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）  （製造の許可を受けるべき有害物）  第十七条　法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質及び石綿分析用試料等とする。 |

*⇒法第五十六条第一項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （製造の許可）  第四十八条の二　法第五十六条第一項の許可は、石綿分析用試料等を製造するプラントごとに行うものとする。  （許可手続）  第四十八条の三　法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、様式第五号の二による申請書を、当該許可に係る石綿分析用試料等を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。  ２　厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号の三による許可証（以下この条において「許可証」という。）を交付するものとする。  ３　許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。  ４　許可証の交付を受けた者は、氏名（法人にあっては、その名称）を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない。 |

*⇒法第五十六条第二項の「厚生労働大臣が定める基準」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （製造許可の基準）  第四十八条の四　第四十八条の規定は、石綿分析用試料等の製造に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準について準用する。この場合において、第四十八条第三号及び第六号中「製造し、又は使用する」とあるのは、「製造する」と読み替えるものとする。 |

**＜安全衛生教育＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（安全衛生教育）

第五十九条　事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

２　前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

*⇒法第五十九条第三項の「厚生労働省令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）  （特別教育を必要とする業務）  第三十六条　法第五十九条第三項 の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。  　一～三十六　（略）  三十七　石綿障害予防規則 （平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務 |

*⇒法第五十九条第三項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （特別の教育）  第二十七条　事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。  一　石綿の有害性  二　石綿等の使用状況  三　石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置  四　保護具の使用方法  五　前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項  ２　労働安全衛生規則 （昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条 並びに前項に定めるもののほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 |

**＜技能講習＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

第七十六条　第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

２　技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

３　技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第十八

１～２２（略）

２３　石綿作業主任者技能講習

２４～３７（略）

*⇒法第七十六条第二項の「厚生労働省令で定める」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （石綿作業主任者技能講習）  第四十八条の二　石綿作業主任者技能講習は、学科講習によって行う。  ２　学科講習は、石綿に係る次の科目について行う。  一　健康障害及びその予防措置に関する知識  二　作業環境の改善方法に関する知識  三　保護具に関する知識  四　関係法令  ３　安衛則第八十条から第八十二条の二まで及び前二項に定めるもののほか、石綿作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 |

**＜計画の届出等＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（計画の届出等）

第八十八条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

５～８　（略）

*⇒法第八十八条第四項の「厚生労働省令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）  第九十条　法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。  　一～五　（略）  五の二　建築基準法 （昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事  　五の三～七　（略） |

*⇒法第八十八条第四項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）  （建設業に係る計画の届出）  第九十一条　建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第二十一号の二）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。  一　仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面  二　建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面  三　工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面  四　工法の概要を示す書面又は図面  五　労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面  六　工程表  ２　前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。 |

**＜作業環境測定＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（作業環境測定）

第六十五条　事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

２　前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従つて行わなければならない。

３～５　（略）

（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二　事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

２　事業者は、前項の評価を行うに当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて行わなければならない。

３　事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければならない。

*⇒法第六十五条第一項の「政令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）  （作業環境測定を行うべき作業場）  第二十一条　法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。  七　別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（同号３の３、11の２、13の２、15、15の２、18の２から18の４まで、19の２から19の４まで、22の２から22の５まで、23の２、33の２若しくは34の２に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号３の３、11の２、13の２、15、15の２、18の２から18の４まで、19の２から19の４まで、22の２から22の５まで、23の２、33の２若しくは34の２に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場 |

*⇒法第六十五条の二第一項～第三項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （測定及びその記録）  第三十六条　事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等に係るものに限る。）について、六月以内ごとに一回、定期に、石綿の空気中における濃度を測定しなければならない。  ２　事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。  一　測定日時  二　測定方法  三　測定箇所  四　測定条件  五　測定結果  六　測定を実施した者の氏名  七　測定結果に基づいて当該石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要  （測定結果の評価）  第三十七条　事業者は、石綿に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項 の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。  ２　事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。  一　評価日時  二　評価箇所  三　評価結果  四　評価を実施した者の氏名  （評価の結果に基づく措置）  第三十八条　事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。  ２　事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該石綿の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。  ３　前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。  第三十九条　事業者は、第三十七条第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |

**＜健康診断＞**

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（健康診断）

第六十六条　事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

２　事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

３・４　（略）

５　労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（健康診断の結果の記録）

第六十六条の三　事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第六十六条の四　事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第六十六条の六　事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

*⇒第六十六条第二項の「政令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| （健康診断を行うべき有害な業務）  第二十二条 　法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。  　一・二　（略）  三　別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号５及び31の２に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号５又は31の２に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号８若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号８若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号３の３、11の２、13の２、15、15の２、18の２から18の４まで、19の２から19の４まで、22の２から22の５まで、23の２、33の２若しくは34の２に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号３の３、11の２、13の２、15、15の２、18の２から18の４まで、19の２から19の４まで、22の２から22の５まで、23の２、33の２若しくは34の２に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務  　四～六　（略）  ２　法第六十六条第二項 後段の政令で定める有害な業務は、…（略）…又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。 |

*⇒法第六十六条第一項・第二項、第六十六条の三、第六十六条の四、第六十六条の六の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （健康診断の実施）  第四十条　事業者は、令第二十二条第一項第三号 の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。  一　業務の経歴の調査  二　石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査  三　せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査  四　胸部のエックス線直接撮影による検査  ２　事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。  ３　事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。  一　作業条件の調査  二　胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査  （健康診断の結果の記録）  第四十一条　事業者は、前条各項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなった日から四十年間保存しなければならない。  （健康診断の結果についての医師からの意見聴取）  第四十二条　石綿健康診断の結果に基づく法第六十六条の四 の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。  一　石綿健康診断が行われた日（法第六十六条第五項 ただし書の場合にあっては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。  二　聴取した医師の意見を石綿健康診断個人票に記載すること。  ２ 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。  （健康診断の結果の通知）  第四十二条の二　事業者は、第四十条各項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。  （健康診断結果報告）  第四十三条　事業者は、第四十条各項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 |

○労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（報告等)

第百条　厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

*⇒法第百条第一項の「厚生労働省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）  （作業の届出)  第五条　事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物、工作物又は船舶の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。  一　壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等(以下単に「保温材、耐火被覆材等」という。)が張り付けられた建築物、工作物又は船舶の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業  二　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあっては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。)  三　前二号に掲げる作業に類する作業  ２　前項の規定は、法第八十八条第四項の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。 |

**【参照条文４】大気汚染防止法**

**＜特定粉じん＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（定義等）

第二条　（略）

２～７　（略）

８　この法律において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

９～１６　（略）

*⇒法第二条第八項の「政令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）  （特定粉じん）  第二条の四　法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。 |

**＜特定建築材料と特定粉じん排出作業＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（定義等）

第二条　（略）

２～１０　（略）

１１　この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

１２～１６　（略）

*⇒法第二条第十一項の「政令で定めるもの」（特定建築材料）*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）  （特定建築材料）  第三条の三 　法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。  一　吹付け石綿  二　石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。） |

*⇒法第二条第十一項の「政令で定めるもの」（特定粉じん排出等作業）*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）  （特定粉じん排出等作業）  第三条の四　法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。  一　特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業  二　特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業 |

**＜特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（作業基準）

第十八条の十四　特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

*⇒法第十八条の十四の「環境省令で定める」基準*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （作業基準）  第十六条の四　石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。  一　特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。  イ　法第十八条の十五第一項 又は第二項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  ロ　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  ハ　特定粉じん排出等作業の実施の期間  ニ　特定粉じん排出等作業の方法  ホ　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所  二　前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。  別表第七　（第十六条の四関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 一 | 令第三条の四第一号に掲げる作業（次項又は三の項に掲げるものを除く。） | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。  ロ　作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Ｚ八一二二に定めるＨＥＰＡフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。  ハ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。  ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。  ホ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。  へ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。  ト　ハ、二及びへの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。  チ　特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。 | | 二 | 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。） | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。  ロ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。  ハ　特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。 | | 三 | 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業 | 作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 | | 四 | 令第三条の四第二号に掲げる作業 | 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。  イ　特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。  ロ　特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 | |

**＜特定粉じん排出等作業の実施の届出＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

第十八条の十五　特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　特定工事の場所

四　特定粉じん排出等作業の種類

五　特定粉じん排出等作業の実施の期間

六　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

七　特定粉じん排出等作業の方法

２　前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

３　前二項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

*⇒法第十八条の十五第一項柱書きの「環境省令で定めるところ」、同条第三項の「環境省令で定める事項」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （特定粉じん排出等作業の実施の届出）  第十条の四　法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。  ２　法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況  二　特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要  三　特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所  四　下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 |

**＜計画変更命令＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（計画変更命令）

第十八条の十六　都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

**＜解体等工事に係る調査及び説明等＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第十八条の十七　建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負つた解体等工事の受注者を除く。次項及び第二十六条第一項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、環境省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

２　前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

３　解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第二十六条第一項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

４　第一項及び前項の規定による調査を行つた者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

*⇒法第十八条の十七第一項の「環境省令で定めるもの」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）  第十六条の五　法第十八条の十七第一項の環境省令で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。  一　平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設  工事であつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの  二　建築物等のうち平成十八年九月一日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業  を伴う建設工事であつて、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等  （平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する  作業を伴わないもの |

*⇒法第十八条の十七第一項の「環境省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （解体等工事に係る説明の時期）  第十六条の六　法第十八条の十七第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。 |

*⇒法第十八条の十七第一項の「環境省令で定める事項」（解体等工事に係る説明の事項）*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （解体等工事に係る説明の事項）  第十六条の七　法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　調査を終了した年月日  二　調査の方法  三　調査の結果 |

*⇒法第十八条の十七第一項の「環境省令で定める事項」（特定工事に係る説明の事項）*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （特定工事に係る説明の事項）  第十六条の八　法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。 |

*⇒法第十八条の十七第四項の「環境省令で定めるところ」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （解体等工事に係る掲示の方法）  第十六条の九　法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。 |

*⇒法第十八条の十七第四項の「環境省令で定める事項」*

|  |
| --- |
| ○大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年六月二十二日厚生省・通商産業省令第一号）  （解体等工事に係る掲示の事項）  第十六条の十　法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ  ては、その代表者の氏名  二　調査を終了した年月日  三　調査の方法  四　解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定  建築材料の種類 |

**＜作業基準の遵守義務＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（作業基準の遵守義務）

第十八条の十八　特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

**＜作業基準適合命令等＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（作業基準適合命令等）

第十八条の十九　都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

**＜発注者の配慮＞**

○大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）

（発注者の配慮）

第十八条の二十　特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

**【参照条文５】廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

**＜特別管理産業廃棄物＞**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（定義）

第二条　（略）

２～４　（略）

５　この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

６　（略）

*⇒法第二条第五項の「政令で定めるもの」*

|  |  |
| --- | --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）  （特別管理産業廃棄物）  第二条の四　法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。  　一～四　（略）  五　特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）  ヘ　廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）  　六～十一　（略）  *⇒令第二条の四第五号ヘの「環境省令で定めるもの」*   |  | | --- | | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （令第二条の四の環境省令で定める基準等）  第一条の二　（略）  ２～６　（略）  ７　令第二条の四第五号 ヘの規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。  一　建築物その他の工作物（次号において「建築物等」という。）に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿  二　建築物等に用いられる材料であつて石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの  イ　石綿保温材  ロ　けいそう土保温材  ハ　パーライト保温材  ニ　人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材  三　石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの  四　令別表第三の一の項に掲げる施設において生じた石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの（輸入されたものを除く。）  五　前号に掲げる特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。）  六　石綿であつて、集じん施設によつて集められたもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）  七　廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であつて、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴つて生じたものであつて、輸入されたものに限る。）  ８～５３　（略） | |

**＜特別管理産業廃棄物保管基準＞**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二　２　事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

*⇒法第十二条の二第二項の「環境省令で定める技術上の基準」*

|  |
| --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （特別管理産業廃棄物保管基準）  第八条の十三　法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。  一～五　（略） |

**＜特別管理産業廃棄物管理責任者の設置＞**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二　（略）

２～７　（略）

８　その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

９　前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

１０～１４　（略）

*⇒法第十二条の二第九項の「環境省令で定める資格」*

|  |
| --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）  第八条の十七　（略） |

**＜帳簿の備付け・保存＞**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（一般廃棄物処理業）

第七条　（略）

２～１４　（略）

１５　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

１６　前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二　（略）

２～１３　（略）

１４　第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者について準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その特別管理産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

*⇒法第七条第十五項の「環境省令で定める事項」、同条第十六項の「環境省令で定めるところ」*

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿記載事項等）  第八条の十八　法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の環境省令で定める事業者の帳簿の記載事項は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 運搬 | １　当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地  ２　運搬年月日  ３　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量  ４　積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 | | 処分 | １　当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地  ２　処分年月日  ３　処分方法ごとの処分量  ４　処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 |   ２　第二条の五第二項の規定は、前項の帳簿について準用する。  ３　第二条の五第三項の規定は、法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十六項の規定による事業者の帳簿の保存について準用する。 |

**＜運搬・処分の委託＞**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二　（略）

２～４　（略）

５　事業者は、その特別管理産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

６　事業者は、前項の規定によりその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

７～１４　（略）

*⇒法第十二条の二第五項の「環境省令で定める者」*

|  |
| --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者）  第八条の十四　法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者は、次のとおりとする。  一～四　（略）  （特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者）  第八条の十五　法第十二条の二第五項の環境省令で定める特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。  　一～四　（略） |

*⇒法第十二条の二第六項の「政令で定める基準」*

|  |
| --- |
| ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）  （事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準）  第六条の六　法第十二条の二第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。  一　特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。  二　前号に定めるもののほか、第六条の二各号の規定の例によること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| *⇒令第六条の六第二号の「環境省令で定める事項」*   |  | | --- | | ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号）  （特別管理産業廃棄物の処理の委託に係る通知事項）  第八条の十六　令第六条の六第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿  二　当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 | |

**【参照条文６】宅地建物取引業法**

**＜アスベスト調査に係る重要事項説明＞**

○宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第百七十六号）

（重要事項の説明等）

第三十五条　宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一～十三　（略）

十四　その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ　事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買い、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合　国土交通省令・内閣府令

ロ　イに規定する事項以外の事項を定める場合　国土交通省令

２～５　（略）

*⇒法第三十五条第一項第十四号イ又は同号ロの「国土交通省令・内閣府令」又は「国土交通省令」で定める事項*

|  |
| --- |
| ○宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年七月二十二日建設省令第十二号）  （法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）  第十六条の四の三　法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、…（中略）…建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第六号までに掲げるもの、…（中略）…建物の貸借の契約にあつては第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるものとする。  　一～三　（略）  四　当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容  五～十三　（略） |

**【参照条文７】住宅の品質確保の促進等に関する法律**

**＜吹付けアスベスト等の使用状況に関する表示事項＞**

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年六月二十三日法律第八十一号）

（日本住宅性能表示基準）

第三条　国土交通大臣及び内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならない。

２～５　（略）

（評価方法基準）

第三条の二 　国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準を定める場合には、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。以下同じ。）の方法の基準（以下「評価方法基準」という。）を定めるものとする。

２・３　（略）

*⇒法第三条第一項の「日本住宅性能表示基準」*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）  第１　趣旨  この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。  第２・３　（略）  第４　表示すべき事項及び表示の方法  １ 表示すべき事項は、別表（新築住宅にあっては別表１をいい、既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）にあっては別表２―１をいう。以下第４及び第５において同じ。）の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅（以下「性能表示住宅」という。）が (ろ)項に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。  ２～３　（略）  別表２－１（既存住宅に係る表示すべき事項等）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | （い） | （ろ） | （は） | （に） | （ほ） | |  |  | 表示すべき事項 | 適用範囲 | 表示の方法 | 説明する事項 | 説明に用いる文字 | | 個別性能に関すること | ６空気環境に関すること | ６－４  石綿含有建材の有無 | 一戸建ての住宅又は共同住宅等 | 次のイ及びロに掲げる建材の有無並びに次のイからハまでに掲げる建材ごとの次のa からf までに掲げるものを明示する。  イ．吹き付け石綿（囲い込み又は封じ込めの飛散防止のための措置が施されているものを除く。ロにおいて同じ。）  ロ．吹き付けロックウール  ハ．イ及びロ以外の建材のうち測定を行うもの  a．建材の名称  b．建材における石綿含有率（単位を%とする。）  c．建材の使用部位  d．採取条件（試料を採取した建築物の名称及び施工年（石綿含有建材の施工時期が分かる場合はその施工年）、試料の採取部位及び場所、試料の大きさ、採取方法、採取を行った年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限る。）  e．分析条件（試料粉砕方法、使用した分析機器、分析方法、残さ率、検出下限、定量下限、分析年月日その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼすものに限る。）  f．石綿含有建材における石綿含有率を分析した者の氏名又は名称（建材の採取及び測定を行った者が異なる場合に限る。） | 石綿含有建材の有無等 | 評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材ごとの石綿含有率等 |   *※上記の他、6－5として、「室内空気中の石綿の粉じんの濃度等」を規定。* |

*⇒法第三条の二第一項の「評価方法基準」*

|  |
| --- |
| ○評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）  第１　 趣旨  この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一 号。以下「法」という。）第三条の二第一項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。  第２～４　（略）  第５ 評価の方法の基準（性能表示事項別）  ６　空気環境に関すること  ６－４　石綿含有建材の有無等  (1)適用範囲  既存住宅について適用する。  (2) 基本原則  イ 定義  ① 「石綿」とは、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトいう。  ロ 評価事項  この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸における次の①及び②に掲げる建材の有無並びに次の①から③までに掲げる建材ごとの石綿含有率とする。  ① 吹き付け石綿（囲い込み又は封じ込めの飛散防止のための措置が施されているものを除く。②において同じ。）  ② 吹き付けロックウール  ③ ①及び②以外の建材のうち測定を行うもの  (3) 評価基準（既存住宅）  イ 吹き付け石綿等の有無  (2)ロ①及び②に掲げるそれぞれの建材の有無によること。  ロ 石綿含有率等  ① 採取条件  試料は、測定を行う１の建材につき３ヶ所から採取すること。採取にあたっては、測定対象の建材を代表できる十分な大きさを採取すること。  ② 分析の方法  測定は日本工業規格A1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）によること。ただし、石綿含有率が５質量％以上の建材は、石綿含有率を日本工業規格K0131（X 線回析分析通則）に規定される方法又はこれと同等以上の精度を有する方法により求めること。  ③ 採取年月日の記録  採取を行った年月日を記録すること。  ④ その他の採取条件の記録  建築物の名称及び施工年（石綿含有建材の施工時期が分かる場合はその施工年）、使用部位、試料の採取部位及び場所、試料の大きさ及び採取方法その他測定の対象となる石綿含有建材における石綿含有率等に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。  ６－５ 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等  　（略） |